

2026 年 6 月以降算定するのに必要な届出について (5/14 修正版)

令和 8 年診療報酬改定により、一部の届出点数について再届出が求められています。期限までに再届出が無いと、6 月から当該点数を算定できなくなりますのでご注意ください。以下、新設点数を含めた 6 月 1 日までに再届出及び新規届出が必要な項目を掲載しています。

※ 修正について

- ・ 5 月 1 日に厚労省から訂正事務連絡の発出による修正を行いました。

【2026 年 6 月以降も算定するには 2026 年 6 月 1 日までに再届出が必要なもの】

- ・ A300 救命救急入院料の注 11 重症患者対応体制強化加算
- ・ A301 特定集中治療室管理料の注 6 重症患者対応体制強化加算
- ・ A304 地域包括医療病棟入院料 1
- ・ A311 精神科救急急性期医療入院料の注 5 精神科救急医療体制加算
- ・ ~~C002 在宅時医学総合管理料、C002-2 施設入居時等医学総合管理料~~
- ・ D006-18 BRCA 1 / 2 遺伝子検査 (乳癌患者)
- ・ E200 CT 撮影 (128 列以上)
- ・ I002 通院・在宅精神療法の注 11 早期診療体制充実加算 1 ~ 3
- ・ O001 ~ O003 外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (II)、入院ベースアップ評価料

【新設のため 6 月から算定するには届出が必要となるもの】

(基本診療料)

<初・再診料>

- ・ A000 初診料の注 16、A001 再診料の注 19 及び A002 外来診療料の注 10 電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ A001 再診料の注 13 及び B001-2-9 地域包括診療料の注 4 外来データ提出加算

<入院料>

- ・ A 入院通則 11 入院基本料 (特別入院基本料、月平均夜勤時間超過減算、夜勤時間特別入院基本料及び重症患者割合特別入院基本料及び特定入院基本料を含む) 及び特定入院料に係る継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
- ・ A 入院通則 3 情報通信機器を用いた看護業務の効率化に係る基準
- ・ A100 急性期病院一般入院基本料
- ・ A103 急性期病院精神病棟入院基本料
- ・ A103 精神病棟入院基本料の注 7 精神病棟看護・多職種協働加算
- ・ A200 急性期総合体制加算
- ・ A204-4 包括期充実体制加算
- ・ A207-2 医師事務作業補助体制加算の ICT 機器を活用した配置人数の算入方法に係る基準
- ・ A207-5 電子的診療情報連携体制整備加算
- ・ A215 看護・多職種協働加算
- ・ A211-3 産科管理加算
- ・ A230-5 精神科慢性身体合併症管理加算

- ・ A233 リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 2
- ・ A233-3 口腔管理連携加算
- ・ A234-2 感染対策向上加算の注 3 微生物学的検査体制加算
- ・ A235 身体的拘束最小化推進体制加算
- ・ A243 地域支援・医薬品供給対応体制加算
- ・ A244 病棟薬剤業務実施加算 1
- ・ A252 地域医療体制確保加算 2
- ・ A254 医療提供機能連携確保加算
- ・ A255 精神科地域密着多機能体制加算
- ・ A300 救命救急入院料の注 12 広範囲熱傷管理加算
- ・ A301 特定集中治療室管理料の注 8 広範囲熱傷管理加算
- ・ A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料の注 5 に規定する入院料
- ・ A304 地域包括医療病棟入院料の注 11 リハビリテーション・栄養・口腔連携加算 2
- ・ A308 回復期リハビリテーション病棟入院料の注 4 回復期リハビリテーション強化体制加算
- ・ A308-3 地域包括ケア病棟入院料の注 14 リハビリテーション・栄養・口腔連携加算
- ・ A311-2 精神科急性期治療病棟入院料の注 4 精神病棟看護・多職種協働加算
- ・ A400 短期滞在手術等基本料の注 3 入院手術対応加算

(特掲診療料)

<医学管理等>

- ・ B 通則 7 遠隔電子処方箋活用加算
- ・ B001-2-2 地域連携小児夜間・休日診療料の注 2 院内トリージ実施体制加算
- ・ B001-2-4 地域連携夜間・休日診療料の注 2 院内トリージ実施体制加算
- ・ B001-2-6 救急外来医学管理料
- ・ B001-2-6 救急外来医学管理料の注 3 救急外来緊急検査対応加算
- ・ B001-2-6 救急外来医学管理料の注 5 救急時医療情報取得加算
- ・ B001-2-6 救急外来医学管理料の注 7 院内トリージ実施体制加算
- ・ B001-2-9 地域包括診療料の注 4 外来データ提出加算
- ・ B001-3 生活習慣病管理料(Ⅰ)及び(Ⅱ)の注 4 充実管理加算 1・2
- ・ B001-10 心不全再入院予防継続管理料
- ・ B005-14 プログラム医療機器等指導管理料の注 3 の施設基準

<在宅医療>

- ・ C 在宅療養支援診療所(強化型支援診(連携型ア)の場合)
- ・ C000 往診料の注 3、C001 在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注 6、C001-2 在宅患者訪問診療料(Ⅱ)の注 5、C002 在宅時医学総合管理料の注 7、C002-2 施設入居時等医学総合管理料の注 3 に規定する在宅医療充実体制加算
- ・ C002 在宅時医学総合管理料の注 16(施設入居時等医学総合管理料の注 5 の準用規定を含む)
- ・ C004-2 救急患者連携搬送料 2
- ・ C005 在宅患者訪問看護・指導料の注 19、C005-1-2 同一建物居住者訪問看護・指導料の注 8 に規定する訪問看護医療情報連携加算
- ・ C005-1-3 訪問看護遠隔診療補助料
- ・ C102 在宅自己腹膜灌流指導管理料 2
- ・ C107-2 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・ C110-2 在宅振戦等刺激装置治療指導管理料の注 2 情報通信機器による場合

<検査>

- ・ D012・70 抗アデノ随伴ウイルス血清型 rh74 (AAVrh74) 抗体
- ・ D023・24 ウイルス・細菌核酸及び薬剤耐性遺伝子多項目同時検出
- ・ D415-6 壁側胸膜凍結生検法

<画像診断>

- ・ E101-2 ポジトロン断層撮影、E101-3 ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又は E101-4 ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影 (PSMA イメージング剤を用いた場合に限る) に係る費用を算定するための施設基準

<精神科専門療法>

- ・ I002 通院・在宅精神療法の注 9 心理支援加算
- ・ I002 通院・在宅精神療法の注 10 児童思春期支援指導加算 2
- ・ I002 通院・在宅精神療法の注 13 の施設基準
- ・ I003-2 認知療法・認知行動療法 3

<処置>

- ・ J038 人工腎臓の注 15 腎代替療法診療体制充実加算
- ・ J062-2 同種死体移植腎機械灌流保存

<手術>

- ・ K 通則 9 頭頸部悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- ・ K 通則 23 外科医療確保特別加算
- ・ K022-4 静脈奇形硬化療法 (一連につき)
- ・ K054-3 脛骨遠位骨切り術
- ・ K082 人工関節置換術 (人工肩関節置換術 (腱移行を伴うもの)に限る)
- ・ K082-8 人工膝関節置換術 (手術支援装置を用いるもの)
- ・ K154 機能的定位脳手術 (てんかんの場合)
- ・ K259-4 培養ヒト角膜内皮細胞移植術
- ・ K276-2 経皮的選択的眼動脈注入術
- ・ K371 上咽頭腫瘍摘出術 (鏡視下によるもの)、K372 中咽頭腫瘍摘出術 (鏡視下によるもの)、K373 下咽頭腫瘍摘出術 (鏡視下によるもの)、K392-2 喉頭蓋嚢腫摘出術 (鏡視下によるもの)、K393 喉頭腫瘍摘出術 (鏡視下によるもの)
- ・ K544 心腫瘍摘出術 (単独のもの (胸腔鏡下によるもの)に限る) (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)、K544 心腔内粘液腫摘出術 (単独のもの (胸腔鏡下によるもの)に限る) (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ K555 弁置換術 (大動脈弁、僧帽弁及び中心線維体の再建を含むものに限る)
- ・ K555-4 経カテーテル弁周囲欠損孔閉鎖術
- ・ K559-4 経皮的三尖弁クリップ術
- ・ K613-2 腎神経焼灼術
- ・ K627-2 腹腔鏡下リンパ節群郭清術 (傍大動脈) (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ K654-2 腹腔鏡下骨盤内臓全摘術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合)
- ・ K643-3 腹膜切除を伴う多臓器合併切除術
- ・ K879 子宮悪性腫瘍手術 (子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算 1 又は子宮悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算 2 を算定する場合に限る)
- ・ K879-2 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術 (子宮頸がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合)

- ・ K939-4 内視鏡手術用支援機器加算

<麻酔>

- ・ L007 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 1 麻酔に従事する医師が専従で実施する場合
- ・ L007 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの） 2 麻酔に従事する医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合

<病理診断>

- ・ N006 病理診断料の注6 国際標準病理診断管理加算

<ベースアップ評価料>

- ・ O001 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5に関する施設基準
- ・ O002 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）の注5、注6に関する施設基準（注6に関する施設基準については、令和9年6月1日以降に引き続き算定する場合に限る）

当該ニュースや算定についてのお問い合わせはFAX又はメールにてお寄せください。

佐賀県保険医協会

TEL : 0952-29-1933 FAX : 0952-23-5218

MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jp

HP : <http://saga-doc.jp/>

